平成２６年（フ）第５９号
静岡市駿河区西島360番地の３
破産者　株式会社ストラーダ
１　決定年月日　平成26年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１号
熊本県天草市亀場町亀川123番地15
破産者　山下富美男
１　決定年月日　平成26年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第４６号
熊本県上天草市松島町合津3540番地
破産者　黒木　泰久
１　決定年月日　平成26年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第８１０号
福岡市早良区内野５丁目２番12号
破産者　タガミ株式会社
１　決定年月日　平成26年７月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８６号
埼玉県越谷市西方１丁目3371番地３
破産者　島田紙商事株式会社
１　決定年月日　平成26年７月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第９４０号
福岡市城南区七隈１丁目７番15―103号
破産者　田上　智司
１　決定年月日　平成26年７月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２１５号
福岡市南区大橋１丁目25番16号
破産者　森住　哲也
１　決定年月日　平成26年７月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９６号
大阪府大阪市北区大淀中１丁目11番４―609号、開始決定時の住所埼玉県春日部市小渕1051番地19
破産者　山元　直樹
１　決定年月日　平成26年７月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４６６号
埼玉県春日部市上蛭田92番地１　ラ・フーシュウ101
破産者　橋本　　裕
１　決定年月日　平成26年７月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４４６号
兵庫県姫路市東雲町５丁目11番地５パレス東雲一番館401号
破産者　島川　　亮
１　決定年月日　平成26年７月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３０８号
福岡市中央区清川３丁目16番19―202号
破産者　上村　美保
１　決定年月日　平成26年７月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５８号
新潟県柏崎市大字安田469番地１
破産者　上野　荘平
１　決定年月日　平成26年７月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２１３号
新潟県見附市学校町２丁目13番30号　見附市介護老人保健施設ケアプラザ見附、住民票上の住所新潟県三条市栗林754番地２
破産者　池田　堅治
１　決定年月日　平成26年７月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第９９号
滋賀県彦根市芹橋１丁目７番44号、開始決定時の住所滋賀県彦根市中央町６番15号
破産者　櫛村　　亨
１　決定年月日　平成26年７月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１２８号
滋賀県彦根市日夏町911番地
破産者　中嶌　長徳
１　決定年月日　平成26年７月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第３１４号
大阪府豊中市北条町４―11―11　カルム緑地503、住民票上の住所大阪市東住吉区中野４丁目16番22号
破産者　中野　　誠
１　破産債権の届出期間　平成26年８月25日まで
２　一般調査期日　平成26年10月２日午後３時
平成26年７月25日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第４６３６号
大阪市福島区野田１丁目１番86号
破産者　株式会社中徳商店
１　期日　平成26年９月11日午前11時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年７月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６３７号
大阪府豊中市緑丘３丁目23―２、開始決定時の住所大阪府箕面市今宮４丁目20番２号
破産者　宮脇　美次
１　期日　平成26年９月11日午前11時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年７月25日
大阪地方裁判所第６民事部